

次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画

2015年4月1日

大太平洋機工株式会社

大太平洋機工株式会社行動計画

従業員が仕事と子育てを両立することができ、働きやすい環境を作ることにより、全従業員がその能力を十分に発揮できるようにする。
適正な募集、採用機会の確保を実施し、若年層への雇用機会を拡大する。

1. 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日 5年間

2. 内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するため、制度の周知を行う。

・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員は、時間外労働の制限を請求することができる。

・3歳未満の子を養育する従業員は、始業、終業時刻の繰上げ、繰下げの制度を請求することができる。

・育児、介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

(対策)

育児、介護休業法に基づく育児休業等、法令に基づく諸制度を周知する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

・所定外労働の削減のための措置の設置の実施

・年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

(対策)

ノー残業デイの実施。有給休暇の促進を部課で実施する。

(3)上記(1)(2)以外の次世代育成支援対策に関する事項

・適正な募集、採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

(対策)

三年以内既卒者を新卒として扱い、採用機会を与える。

以上